

令和3年1月15日

保護者様

栃木県立茂木高等学校長

緊急事態宣言期間中における本校の対応について

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動に対し、御理解と御協力をいただきまして感謝申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染者の急激な増加を受け、令和3年1月7日の1都3県に加え、1月13日には栃木県を含む7府県に対し緊急事態宣言が発令されました。

つきましては、県教育委員会からの指示等を踏まえ、本校としては下記のような対応で感染防止対策に取り組んで参ります。御家庭におかれましても裏面の内容について御留意いただき、御対応と御理解をお願いいたします。

1 感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する

(1) 健康観察の徹底

生徒も教職員も、毎日の登校・出勤前の健康観察を行い、発熱等の風邪症状がある時には登校・出勤をせず、自宅で休養することを徹底する。さらに、登校後においても生徒の体調の観察に努め、体調の不調に教職員が気づいた場合には、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取る。

(2) 感染予防対策の再確認

ア 手洗い・マスク着用の徹底

生徒の感染防止に対する意識を高める指導を行い、こまめな手洗いやマスクの着用を徹底する。特に、体育や部活動等の指導において、更衣やミーティング等、活動が切り替わる場面や運動を行っていない場面でのマスク着用を徹底する。

イ 換気の徹底

冬季においても、保温・防寒に配慮しながら、常時もしくは、こまめな換気を行う。

ウ 飲食の場面における対策の徹底

生徒が同室で昼食をとった場面での感染が疑われる事例もあることを踏まえ、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、喫食中は、飛沫を飛ばさないよう指導する。あわせて、食事後の歓談時には必ずマスクを着用するよう指導する。

2 感染リスクの高い教育活動は実施しない

「新型コロナウイルス感染症への対応に係る県立学校における教育活動の指針」に記載されている「感染症対策を講じても感染のリスクが高い学習活動」は、一時的に停止する。また、上記の指針に記載された活動以外であっても、児童生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動については、活動内容や実施時期等を適宜見直す。

3 部活動の練習は、平日の放課後のみとする

- ・部活動の練習は、平日の放課後のみ 90 分以内とする。朝練習及び週休日等は実施しない。
- ・他校との練習試合や合同練習等は実施しない。

※なお、大会等への参加については、次の条件を満たした上で参加を検討する。

- ・高体連、高野連及び中体連、各競技団体、高文連及び中文連、各種文化活動関係団体 などの主催による大会等であること。
- ・主催団体による感染防止対策が十分講じられていること。
- ・会場への移動時や宿泊時、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面を含め、生徒、教師等の感染防止対策を徹底すること。
- ・参加する生徒及び保護者に感染防止対策等について十分な説明を行い、大会参加への理解と同意を得ていること。

4 御家庭へのお願い

- ・基本的感染防止対策の徹底及び規則正しい生活習慣の徹底をお願いします。(健康観察を含む)
- ・発熱等の症状が見られる場合は、登校させないようにしてください。(出席停止等の扱いとします)
- ・不要不急の外出を避け、特に 20 時以降の外出は控えてください。
- ・県内の感染状況の増加傾向から、十分な対策をしても感染してしまうことがあり、いつ誰が感染してもおかしくないような状況とみえます。感染者本人・御家族の人権尊重と個人情報保護に特段の御理解と御配慮をお願いいたします。

※御不明な点がございましたら、学校へ御連絡いただきますようお願いいたします。